

職員の懲戒処分等について

次のとおり本市職員2名に対して処分を行いましたので、都城市職員の懲戒処分等の公表に関する指針に基づきお知らせします。

《処分内容 1》

1 被処分者

- (1) 所属名 総務部 契約課
- (2) 職 名 課長
- (3) 氏 名 橋口 淳也
- (4) 年 齢 53歳
- (5) 性 別 男

2 事案の概要

令和6年8月1日午後0時38分頃、都城市内のコンビニエンスストアにおいて正当な理由がないのに、小型カメラを10代女性のスカート内に差し向けたとして「宮崎県迷惑行為防止条例」違反の疑いにより逮捕された後、本市調査に対して、本人が事実関係を認めたことが、下記に該当するため。

地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

第1号「この法律・・・に違反した場合」

第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」

3 処分の内容

懲戒免職(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づく懲戒処分)

4 処分年月日

令和6年9月13日

※この懲戒処分に係る監督責任を問い、被処分者の上司である総務部長を同日付けで訓告としました。

以 上

懲戒処分に対する市長コメント

このたび、本市職員が起こした行為により、被害にあわれた方に対して心よりお詫び申し上げます。また、市民の皆様の信頼を著しく損なったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、全職員、より一層の綱紀保持と服務規律の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

《処分内容 2》

1 被処分者

- (1) 所属名 教育委員会
- (2) 職名 非管理職
- (3) 年齢 50歳代
- (4) 性別 男

2 事案の概要

令和6年5月13日から6月13日までの約1か月間、勤務場所から実家に公用車を使用して帰宅し、昼食、休憩を取っていた。また、令和6年6月10日から19日までの間、16時15分頃から16時45分頃までの間に、職務を離れ、実家に戻りシャワーを浴びていた。

3 処分の内容

停職1月

(地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づく懲戒処分)

4 処分年月日

令和6年9月13日

※この懲戒処分に係る監督責任を問い、被処分者の上司である教育部長及び所属課長を同日付けで訓告としました。

以上

懲戒処分に対する教育長コメント

このたび、本市職員が起こした本事案につきましては公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様の信用を大きく損ねてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、全職員、より一層の綱紀保持と服務規律の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

処分内容2 問合せ先 教育委員会教育総務課 23-9543

【参考】○地方公務員法

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。